

埼玉県行田市（国内 11 例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る  
疫学調査チームの現地調査概要

令和 6 年 11 月 25 日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 基本情報

用途（飼養羽数）：肉用あひる（約 2,500 羽）  
発生家きん舎の構造：低床式開放家きん舎  
発生家きん舎の飼養形態：平飼い

2 施設の周辺環境・農場概況

- ① 発生農場は平野部に位置し、周囲は水田と麦の輪作農地に囲まれていた。農場 1 km 以内にため池はないが、約 400m 離れた位置に幅 10m の水路があった。
- ② 当該農場から約 1.2km に流れる河川では、10 羽程度のカモ類を確認した。
- ③ 当該農場は、平飼いのプレハブのひな小屋 1 棟と開放家きん舎 2 棟の計 3 棟で構成されている。開放家きん舎にはロールカーテン等の設置はなく、全面が開口している構造だった。
- ④ 家きん舎 2 棟は、移動可能な木板によってそれぞれ 2 区画に分けられ、日齢の異なる肉用あひるを 2 ロットずつ飼養していたとのこと。
- ⑤ 当該農場は、令和 5 年 1 月 26 日に高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された令和 4 年シーズン国内 65 例目の発生農場であった。

3 通報までの経緯

- ① 農場主によると、発症群（通報時 2 週齢）は 11 月 12 日に当該農場のひな小屋に導入され、その後 11 月 17 日にひな小屋から家きん舎に移動していたとのこと。
- ② 当該群は 11 月 17 日にひな小屋から家きん舎に移動した後、概ね活力良好で、死亡家きん数は 1 日あたり 1～3 羽程度であったが、11 月 24 日の朝に 4 羽の死亡が確認されたことから、家畜保健衛生所に通報したとのこと。その後、同日の家畜保健衛生所の立ち入りで、さらに 9 羽の死亡が確認されたとのこと。
- ③ 調査時、殺処分は全て終了していたが、農場主によると、死亡の増加が確認されたのみで、前回発生時のように痙攣や斜頸等の神経症状は確認されなかったとのこと。

4 管理人及び従業員

- ① 当該農場では、農場主 1 名で全ての家きん舎の飼養管理を行っているとのこと。

5 施設の飼養衛生管理

- ① 当該農場には、農場入口に立入禁止看板が設置され、入口の境界には、消石灰が散布されていた。
- ② 農場入口には、車両消毒用の電動式噴霧器が設置されており、農場の車両が農場に出入りする際は車両消毒を実施しているとのこと。なお、農場の衛生管理区域内に出入りする外部業者は飼料運搬会社のみであり、業者自身が持参する蓄圧式噴霧器で消毒しているとのこと。
- ③ 農場主によると、農場主が衛生管理区域に立ち入る際は、入口付近で長靴交換を行い、倉庫内に設置された更衣場所まで行き、専用作業着への更衣、手指消毒を実施していたとのこと。また、外部業者は、入口に設置されたボックス内にあるブーツカバーと作業着を着用し、手指消毒を行ってから区域内に立ち入りしていたとのこと。
- ④ 農場主が家きん舎に立ち入る際は、家きん舎入口に設置された消石灰槽で農場内用靴の踏込みを行い、家きん舎専用の長靴と手袋を着用し作業を行っていたとのこと。

と。家きん舎用の長靴は棟ごとに分けていた。なお、外部業者が家きん舎内に立ち入ることはないとのこと。

- ⑤ 家きん舎では区画ごとに同一ロットのあひるが飼養されていた。初生ひなは、1箇所の導入元から概ね2週間ごとに導入しており、ひな小屋で7～10日間飼養後、家きん舎に移動させ、2週間ごとに区画を移動させていたとのこと。ひな小屋と家きん舎間の移動時は建物間に柵で通路を作り、消石灰を散布した上を歩かせていたとのこと。
- ⑥ 8週齢程度で出荷しており、8週齢区画から2～3日かけてオールアウトを行い、区画が空になった後は、消石灰を散布していたとのこと。2週齢区画は次ロットの導入まで4～5日の間が空いているが、それ以外の区画は1日程度で次のロットが入るような運用となっていた。
- ⑦ ひなの導入際は、農場主が導入元に出向き、使い捨ての段ボールにひなを収容し、導入元が所有するトラックを使用して搬入しているとのこと。直近の導入は11月12日だった。出荷時も同様に農場主が出荷先の所有する洗浄消毒済みコンテナと車両を使用し、出荷作業を行っていた。直近の出荷は11月11日、22日とのこと。
- ⑧ 発生家きん舎においては粃殻を床材として使用していた。粃殻は使用の都度、近隣のライスセンターに取りに行っていたとのこと。ひな小屋では稲わらを床材に使用しており、使用の数日前に近隣農家に保管されているものを取りに行き、ひなの導入前に消毒薬を散布してから使用していたとのこと。
- ⑨ 床敷き及び糞については、基本的に各区画から家きんを移動させた後も堆積したままであり、搬出は1年に1回実施しているとのこと。前回の搬出は約1年前とのことであった。
- ⑩ 家きん舎横の飼料タンク上部には蓋が設置されており、家きん舎内のラインを通して自動で給餌できる構造となっていた。飼料タンクへの搬入は週1回飼料運搬業者が行っていた。肥育ステージに応じて、一部の飼料は紙袋飼料を手給餌していた。紙袋飼料は自農場車で受取りに行き、家きん舎内の一角に保管していた。
- ⑪ 飼養家きんへの給与水には、塩素消毒した井戸水を使用しているとのこと。
- ⑫ 死亡家きんは飼養管理時などに毎日回収し、粃殻とともに、農場敷地内にて焼却処理していたとのこと。

## 6 野鳥・野生動物対策

- ① 農場主によると、農場内でセキレイをよく見かけるとのこと。また、カラスを農場周辺で見かけるが、数は少ないとのこと。以前は農場周辺でアライグマを確認することがあったが、最近は見かけることがないとのこと。なお、家きん舎内にネズミを捕獲するための罠を設置しているが、長い間、ネズミが罠にかかったことはないとのこと。調査時、農場敷地内でセキレイが確認された。
- ② いずれの家きん舎も、開口部全面に亀甲金網（一辺約2cm×2cm）もしくは防鳥ネット（約2cm×2cm）が設置されていた。鶏舎の側面部分は基本的に金網と防鳥ネットが二重に設置されていた。

## 7 前回発生以降の改善状況

- ① 令和5年1月26日の発生後、経営再開にあたり、管轄家畜保健衛生所から、
  - ・衛生管理区域において外来者は使い捨て衣服を着用すること
  - ・衛生管理区域境界での農場専用靴への履替え
  - ・各家きん舎出入口への専用靴の設置及び履替えを指導し、当該農場は指導に基づき該当事項を改善。
- ② 管轄家畜保健衛生所は、農場の経営再開前（令和5年7月3日）に①の指導事項の改善を確認。
- ③ 経営再開後（令和6年9月25日）、家畜保健衛生所は消毒効果の観点から、逆性石鹼に粉末を加え消毒を行うことについて指導を実施。

（以上）